

産業建設常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和4年9月14日（水）午前9時00分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	木野田 誠 君	副委員長	鈴木 てるみ 君
委員	植山 太介 君	委員	久木田 大和 君
委員	前田 幸一 君	委員	塩井川 公子 君
委員	徳田 修和 君	委員	池田 綱雄 君
委員	下深迫 孝二 君		

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員 宮田 竜二 君

- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

建設部長	猿渡 千弘 君	建設政策課長	竹下 淳一 君
建設施設管理課長	安田 善郎 君	耕地課長	八重山 純一 君
建設政策課主幹	笛田 純一 君	建設施設管理課道路管理G長	海江田 和大 君

- 6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 有村 真一 君

- 7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第69号 市道路線の廃止及び認定

- 8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前9時00分」

○委員長（木野田誠君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は、去る9月6日の本会議で本委員会に付託になりました議案1件の審査を行いたいと思います。ここで、委員の皆様にお諮りします。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき、進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。現地調査のためしばらく休憩します。

「休 憩 午前 9時05分」

「再 開 午前11時07分」

△ 議案第69号 市道路線の廃止及び認定について

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議案第69号、市道路線の廃止及び認定についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長（猿渡千弘君）

議案第69号市道路線の廃止及び認定について、概要をご説明申し上げます。現在、生活道路として利用されている里道を市道として認定することから、既存路線を廃止し、当該既存路線の見直しを行った上で新たに市道を認定するとともに、同様の理由により、もう一路線、里道を新たに市道として認定するため、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、建設施設管理課長がご説明します。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

議案第69号市道路線の廃止及び認定について、ご説明申し上げます。現在、生活道路として利用されている里道を市道として認定するため、家族温泉山翠の北側より県道都城隼人線に至る既存の剣之宇都1号線を廃止し、市道下平線との交差部を新たな起点とする路線を下平～剣之宇都線として認定するものです。また、同様の理由により剣之宇都2号線と3号線を結ぶ里道を新たに剣之宇都4号線として認定するものです。以上で説明を終わります。ご審査くださいますよう、よろしく申し上げます。

○委員長（木野田誠君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（徳田修和君）

前回の本会議でも質疑が少し出てこの件についてはやり取りもあったんですけど、その際に地域の要望や実情も考慮した上でこの市道認定をする事となったというやりとりがあったと思いますがその確認をもう一度してよろしいでしょうか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

この路線につきましては市民からの問合せと言いますか、家を造ったりするときここが市道だという、南側も市道ですので、市道だという認識を皆さんされていたという事もありますし、それによりましてこちらのほうも、一応もう一回確認で、里道部分ということで幅員とかそういうところの確認に行きました。実際地区もまったく同じような流れの中で、当時その部分がなぜ里道部分として残っていたかというのは定かではないですが、同じような状況がありましたのでこちらのほうで現地を確認して今回市道として認定する事になりました。

○建設部長（猿渡千弘君）

家を造るにあたっていろいろな業者の方とか水道とか、いろいろな業者の方が、よくこの道路は何かという問合せがあったりするのですけれど、そのとき市道だったら市道だという話なんです

が。この図面の上のほうです。この分について市道が一部里道の区間が残ってしまっていて、その前後の取り付けは市道なんですけど、ここの一部だけ里道として残ってしまっていて。結局そうなりますと一つの路線と現状としてはなっているのですが、里道という事で申請の間口が施設管理課であったり耕地課であったりとか市民に対しても非常に分かりにくい状況になっていました。なおかつ生活道路としてなっていて、市道の場合は幅員が4m以上というのが基本になってますので、そこを調査したときに、やはりここは一体的に市道として管理すべきだということで、市道認定をするべきだというふうに考えたところです。それがあったものですから今回その周辺で無いかということで確認したところ、下のほうの路線については前後が市道になっているんですが、その区間だけが里道になってました。同じように4mあって生活道路としてなりましたので、ここもやはり市道として管理すべきではないかということです。なぜここだけが里道があったのかというのは予測ですが、ちょうど隼人と国分の境で、起点のところまでは国分のほうで市道として認定していたが、こちらのほうは隼人のほうで短いという事もあったと思うのですが町道として認定していなかった。合併のときに普通は町境のところはすり合わせをして、路線名が2つでてくれれば分かりづらいので合わせて路線名を変えたりして修正を合併時にしたのですが、ここだけは里道のまま残っていたのでそれができていなかったのではないかと想像しています。

○委員（徳田修和君）

それでは今回こういう形で旧町境での処理がされていない部分があったということで。それに関してはほかの里道等の確認等もしているんでしょうか。またこういうのは地域からの要望であったりとかが出てからその都度検討していくという事になるのでしょうか。

○建設部長（猿渡千弘君）

議会でも耕地課長からあったように、対象になる里道は今のところないという答弁がありました。が、里道もたくさんあり生活道路として使われているところもあります。先ほどいいましたように市道となると、道路法に基づく道路という位置付けになりますので、道路網を形成した道路でないといけないということで。例えばそこに生活道路ですが5世帯くらいの行き止まりの道路とか幅員は4mあるし生活道路ですが、そういったのは市道に認定できない。要綱の中でできないもの。ここは市道と市道を結ぶ道路であったりとか。国道と接続する道路とか。そういう形で道路網を形成する形でない市道認定できないという事もあります。多分宮内議員も言われたのは生活道路がいっぱいあるのではないのかと言われたのは、道路網を形成していない道路という事で、その分については市道には認定できないという事です。ただ今度里道もたくさんあるので場合によってはこういったのが出てくるかもしれませんが、その時は耕地課と連携を取りながらやっていきたいというふうに考えています。

○委員（下深迫孝二君）

今現場を見させていただいて2か所里道という説明を受けたと思うのですが。やはり里道だと国が管理をしているのですか。里道の場合。

○耕地課長（八重山純一君）

里道につきましては以前は国有地として国が管理していました。平成16年度に国より法定外公共物として市のほうで譲渡を受けている状況ですので、今現在は市での管理となっています。

○委員（下深迫孝二君）

それでは里道は全部市のほうに払下げしてもらったというふうなうけとっていいのですか。

○耕地課長（八重山純一君）

里道につきまして元々国有財産の部分で、道路の形成をかたちどったものにつきましては、市で全て受け取っているところです。平成16年度のこちらの調査の段階で、道路の形状をなしていない部分についてはそのまま国有財産というあつかいのままで対応しているところです。

○委員（池田綱雄君）

議案の24ページ地図がありますよね。新しい路線が赤線で塗ってあるんですが。離れたところの剣之宇都4号線ですかこれの終点とこの新しい道路の間、この道路は市道になっているのですか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

この道路は市道剣之宇都3号線になります。

○委員（徳田修和君）

もう一点、本会議での質疑のところでの確認をさせてもらいたいのですが。質疑の際に市道認定をすれば、交付税も増えるので積極的に認定を進めていくべきじゃないのかという事で、財源の部分等だけのやり取りで終始終わったのかなと思って。そこで管理費等のところが一切答弁の中で触れられてなかったなと思ったわけですが。交付税が増えるけども、路線が増えることに対してどの程度の維持管理費が想定されていくのか。路線ごとの金額は出てないかと思いますが、交付税を得るために市道認定をするにあたっての管理費等との兼ね合いというところをもう少し詳しく説明をいただければなど。あのときのやり取りでは、市道が増えていけば交付税が増えていくからいいことだというやり取りの中での終始終わったのかなと思ひまして。そこのところをもう少し深い答弁がいただければなどと思ひます。

○建設部長（猿渡千弘君）

今回里道から市道というところで、先ほど耕地課長からもありましたとおり、里道につきましても市で管理しておりますので、土木サイドで管理するか耕地サイドで管理するかということでもどちらにしても管理は必要だということです。市道に認定した場合、交付税措置がありますのでそういったものを当てるといふことがあるんですけども。耕地で里道として管理している以上はそういった交付税措置がないのでそういったことも有利になりますし、なおかつ災害が起こったときに災害査定を受ける事によって、国の補助もいただけますのでそういった意味では市道認定する事によってそういった財政処置もあります。ただ管理費につきましては、耕地で管理するか土木で管理するかということなので、そこらへんはあまり変わらないのかなというふうな考えています。

○委員（徳田修和君）

それではやはりあのときのやり取りのとおり、市道認定できる道路が増えて市道が増えさえすればそれだけ財源的に有利になるという考え方はそのままそういうふう理解してよろしいのですね。

○建設部長（猿渡千弘君）

はい。里道から市道に変える分については、そういった利点がありますのでそういったのがあれば今後も検討して進めていきたいと考えています。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、議案第69号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時22分」

「再開 午前11時23分」

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより議案処理に入ります。

△ 議案第69号 市道路線の廃止及び認定について

○委員長（木野田誠君）

議案第69号、市道路線の廃止及び認定について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第69号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第69号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で議案処理を終わります。

△ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（木野田誠君）

次に、委員長報告に付け加える点はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、委員長報告にては委員長に御一任いただけますか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時24分」

「再開 午前11時26分」

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、閉会中の所管事務調査についてですが、その都度開催することとして、閉会中の所管事務調査については、産業建設常任委員会の所管事項についてという事で提出してよろしいですか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにしたいと思います。次に、その他として何かありませんか。ないので、これで本日の日程は全て終了しました。以上で、産業建設常任委員会を閉会いたします。

「閉会 午前11時28分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

霧島市議会産業建設常任委員長

木野田 誠